

2025 年 12 月 5 日

お客様 各位

四 国 労 働 金 庫

住宅ローン控除における「調書方式」の取扱開始について

平素より＜四国ろうきん＞をご利用いただき、誠にありがとうございます。

＜四国ろうきん＞では住宅ローン控除の適用に係る手続きについて、2026 年 1 月 1 日（木）から「調書方式」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取扱いは、令和 4 年度税制改正において、これまでの年末残高等証明書を用いる「証明書方式」から、年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正に対応するものです。

なお、現在「証明書方式」にて住宅ローンをご利用のお客様については、引き続き当金庫より年末残高等証明書を郵送いたします。

記

1. 取扱開始日

2026 年 1 月 1 日（木）

2. 「調書方式」の対象となるお客様

2026 年 1 月 1 日（木）以降に住宅ローンをお借入れしたお客様のうち、住宅ローン控除の適用を受けられる方が対象となります。

※ 当金庫へ「住宅ローン控除の適用申請書」を提出いただく必要があります。

※ お借換の場合は居住開始年月日が 2023 年 1 月 1 日（日）以降の方が対象となります。

3. 「証明書方式」と「調書方式」の概要

（1）証明書方式

住宅ローン控除を受けるお客様が、金融機関等から交付を受けた年末残高等証明書を確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先に提出する方式です。

（2）調書方式

金融機関等が税務署に「年末残高調書」を提出し、国税当局からお客様にマイナポータル連携により住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式です。控除手続きに年末残高等証明書は不要となります。

以上